

離婚届

令和 6年 3月 1日 届出

愛媛県八幡浜市 長 殿

ここには何も記入しないで下さい

離婚届を記入した日ではなく、離婚届を提出する日を記入します

書き間違えた場合は、二重線を引き、記載しなおして下さい

両親が婚姻中の場合、母の氏は記入しません
(父母の婚姻中に、お亡くなりになられた場合も同様)

夫婦の話し合いで離婚する場合は「協議離婚」に、
家庭裁判所で離婚が成立した場合は他の項目にチェックします

離婚後、婚姻前の戸籍に戻る場合は「もとの戸籍もどる」に、
新しい戸籍を編製する場合は「新しい戸籍をつくる」にチェックします

別居していない場合は、「別居した
ときの日」及び、「別居する前の住
所」は、記入の必要はありません

本届書中 字加入 字削除 字訂正	
届	
出	
印	

署名は必ず本人が行なってください。

(よみかた) 氏名	夫 やわた いちろう 八幡 一郎	妻 やわた はなこ 八幡 花子
生年月日	平成 8年 4月 1日	平成 10年 5月 7日
住所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 番地 1番 1号	愛媛県松山市二番町四丁目 番地 7番地 2番 号
(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名 八幡 一郎	世帯主 の氏名 八幡 花子
本籍	愛媛県八幡浜市保内町宮内 1番耕地 260番地 番	
(筆頭者の 氏名)	八幡 太郎	
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄	夫の父 八幡 太郎 母 良子	妻の父 松山 勇二 母 松山 春子
続き柄	長男	二女
養父	続き柄	養父
養母	男	養母
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	愛媛県松山市二番町四丁目 7番地 2番 番地 筆頭者の氏名 松山 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
		八幡大輔 八幡愛子
同居の期間	令和 2年 4月 から 令和 6年 1月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1番 1号 番地 番 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 労働者世帯で勤め先の従業者数が5人以下の雇用の雇用者は5) 団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 労働者世帯で勤め先の従業者数が5人以上の雇用の雇用者は5) 団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
夫妻の職業	夫の職業 事務職	妻の職業 専門・技術職
その他		
届出人署名 (押印は任意)	夫 八幡 一郎	妻 松山 花子

記載例 妻は離婚後、旧姓に戻り、両親の戸籍に戻らず新戸籍を編製する
離婚後、子供の親権は妻が行なう場合

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (押印は任意)	八幡 太郎	松山 春子
生年月日	昭和 45年 8月 12日	昭和 50年 9月 25日
住所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 番地 1番 1号	愛媛県松山市二番町4丁目 番地 7番地 2番 号
本籍	愛媛県八幡浜市保内町宮内 1番耕地 260番 番地 番	愛媛県松山市二番町4丁目 番地 7番地 2番 番地 番

両親が離婚している場合、母の氏も記入します

証人は2名必要です
未成年は証人になることは出来ません
※協議離婚のときだけ必要です

「戻る本籍地」又は「新本籍地」を記入します
離婚後も旧姓に戻らずに婚姻中の氏を名乗る場合は
「法77条の2同時届出」と、記入してください

旧姓にもどるため、旧姓で氏名を記入します

未成年の子がいる場合には、離婚後親権者となる者の欄に、子の氏名を記入してください

連絡先 **八幡 一郎**
電話(090) XXXX-YYYY 番
自宅・勤務先・呼出 方

昼間連絡のつく連絡先を記入して下さい

【要注意】

届書は判別しやすい文字で、丁寧に記入して下さい

悪い例) 愛媛県八幡浜市北浜1-1-1

良い例) 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

※判別しにくい文字で記入されますと、誤った文字で戸籍記載がされる恐れがあります。殴り書き等は、しないで下さい。

届出に必要な書類等

- 家庭裁判所で離婚が成立した場合
家庭裁判所から交付を受けた書類が必要です
- 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等)
窓口に来庁されたかたの本人確認を行います

よくある問い合わせ

以下の内容は、全て八幡浜市に離婚届出をすることを前提にしています

【届出方法について】

- ・市役所が休日(又は夜間)でも届出することは出来ますか？
地下宿直室で届出が出来ます

※後日、業務時間中に戸籍担当者が離婚届を確認し、不備が無ければ離婚成立となります
不備があれば、業務時間中に市民課まで来庁して頂くことがあります
※住所や世帯の変更は別に届出が必要です。平日の勤務時間中に届出して下さい

- ・届出は保内庁舎でも出来ますか？
出来ます(保内庁舎では平日時間内のみ受付ができます)
- ・夫婦二人で窓口に来庁して、届出をしないといけませんか？
夫婦揃って窓口に来庁する必要はありません

【父母欄の記入について】

- ・父は既に亡くなっているのに、空欄でかまいませんか？
亡くなっても両親の氏名は記入してください
- ・私には養父(養母)がいますが、養父母の氏名を養父母欄に記入すればいいですか？
養父母欄に氏名を記入してください

【同居の期間】及び【別居する前の住所】の記入について

- ・別居をしていない場合にはどのように記入すればいいですか？
同居を始めたときのみ記入してください

同居の期間	令和 2 年 3 月 から 令和 年 月 まで (同居を始めたとき)
別居する前の住所	番地 番号

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】の記入について

・婚姻時に相手の氏を名乗った場合は、離婚後は現在の戸籍から抜けて原則、婚姻前の氏に戻ります

<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	婚姻直前の戸籍(父母の戸籍等)に戻ります ただし、この戸籍が既に除籍されている場合は戻れません
<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	自分が筆頭者になって、新しい戸籍を編製します 後日、子を自分の戸籍に入籍させる場合は、新しい戸籍を編製しておけば、戸籍の異動が少なく済みます

- ・離婚後、旧姓に戻らずに、婚姻時の氏を引き続き名乗りたい場合には、離婚届とは別に「婚姻の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります

離婚届と同時に上記の届出をする場合には、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄には何もチェックをつけずに、以下のように記入してください

婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	<input type="checkbox"/> にチェックはつけない
もどる者の本籍	法 7 7 条 の 2 同 時 届 出	番地 番 筆頭者の氏名

【その他】

- ・離婚後も旧姓に戻らずに、現在の氏を名乗る事は出来ますか？
「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」の届出をすれば、可能です。
- ・離婚届をすれば、子の戸籍も異動しますか？
子の戸籍は異動しません。子を離婚後の母(父)の戸籍に入籍させたい場合には、離婚届提出後、以下の手続きが必要です。
①家庭裁判所で「子の氏変更」の許可を得る
②市役所で子の「入籍届」を提出

※ 詳しい手続きの方法は大洲家庭裁判所でご確認下さい。 電話(0893)24-2038
- ・氏の変更があった場合、個人番号カードはどうなりますか？
変更があったことを追記しますので、平日に本人確認書類とともに住所地の市町村へお持ち下さい。

- その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい

八幡浜市役所 市民課 0894-22-3111(内線1117)